

令和5年6月分(請求は8月)から 下水道使用料を改定します

問 上下水道局企画経営課 ☎ 941-7802



上下水道局HP

下水道事業(汚水)は、生活を支える重要なライフラインの一つです。上下水道局では、これまで19年間、使用料の改定を行ってきませんでした。

しかし、県に支払う汚水処理費が増額改定となり、また、これまでの施設整備に充てた借入金返済や、下水道施設の経年劣化・老朽化による維持管理費などの増加が、今後見込まれています。

費用が増加する一方、将来予想される人口減少などにより、収入増は見込めない状況です。

そのような状況を踏まえ、この度、使用料を改定させていただきますこととなりました。みなさまにはご負担をおかけしますが、下水道施設の維持管理、地震対策などの施設整備をより一層進め、次の世代に過度の負担を残すことがない、持続可能な経営を維持してまいります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、水道料金についても条例中の料金表を内税表示から外税表示へ変更いたします。これにより、水道料金は若干の減額となっております。

下水道使用料改定のポイント

- ①平均改定率 約7.3%増
- ②条例中の料金表を内税方式から外税方式へ変更
- ③基本水量(10m³/月まで同額)の廃止
- ④従量使用料の水量区分の設定変更
- ⑤新しい下水道使用料の適用は、令和5年6月分から(令和5年8月から請求)

改定後の使用料計算

(例)1か月25m³の排出汚水の場合

基本使用料	512円	
従量使用料	1m ³ ~5m ³	5m ³ × 10円 = 50円
	6m ³ ~10m ³	5m ³ × 12円 = 60円
	11m ³ ~15m ³	5m ³ × 86円 = 430円
	16m ³ ~25m ³	10m ³ × 88円 = 880円
合計	25m ³	1,932円 (税抜き) 2,125円 (税込み)

新使用料

区分	排出汚水水量	税抜金額	(参考) 税込金額
基本使用料	0m ³	512円	563.2円
従量使用料 (1m ³ あたり)	1m ³ ~5m ³ まで	10円	11.0円
	6m ³ ~10m ³ まで	12円	13.2円
	11m ³ ~15m ³ まで	86円	94.6円
	16m ³ ~25m ³ まで	88円	96.8円
	26m ³ ~35m ³ まで	92円	101.2円
	36m ³ ~50m ³ まで	103円	113.3円
	51m ³ ~100m ³ まで	136円	149.6円
	101m ³ ~300m ³ まで	160円	176.0円
	301m ³ ~1,000m ³ まで	194円	213.4円
	1,001m ³ ~8,000m ³ まで	202円	222.2円
8,000m ³ ~	210円	231.0円	

1か月の使用料増減額(税込) 主な水量を表示

水道料金は口径13・20mmで算定しています

水量	現行(税込)			新料金(税込)					
	水道	下水道	合計①	水道	現行との差額	下水道	現行との差額	水道・下水道合計②	現行との差額(②-①)
5m ³	911円	639円	1,550円	906円	-5円	618円	-21円	1,524円	-26円
10m ³	1,431円	639円	2,070円	1,428円	-3円	684円	45円	2,112円	42円
20m ³	3,041円	1,489円	4,530円	3,040円	-1円	1,641円	152円	4,681円	151円
30m ³	5,011円	2,339円	7,350円	5,009円	-2円	2,631円	292円	7,640円	290円
40m ³	7,371円	3,349円	10,720円	7,368円	-3円	3,703円	354円	11,071円	351円
50m ³	9,911円	4,359円	14,270円	9,909円	-2円	4,836円	477円	14,745円	475円

*1人あたり月5m³の使用を想定しており、単身世帯は5m³、2人世帯は10m³、4人世帯は20m³が料金の目安となります。詳しくはホームページをご覧ください。

令和5年4月から 固定資産税と軽自動車税の 納付方法が増えます

4月1日から、固定資産税と軽自動車税種別割は、これまでの口座振替、金融機関やコンビニでのお支払いに加えて、クレジットカードなどのキャッシュレス決済でのお支払いができるようになりました。

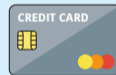
問 納税課 ☎ 861-6902

地方税お支払いサイト

「地方税お支払いサイト」では、クレジットカード払い、インターネットバンキング等の納付方法が選べます。お手元に納付書を用意して、地方税お支払いサイトへアクセスしてください。

*クレジットカードでのお支払いは、決済手数料がかかります。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



▲地方税お支払いサイト

スマホ決済アプリでの納付

バーコードまたはQRコードを読み取り、納付できます。「地方税お支払いサイト」内に利用できるスマホ決済アプリの一覧が載っています。



バーコード読み取りで利用可能なアプリ

*スマホやパソコンで納付される場合は領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関窓口やコンビニエンスストアをご利用ください。

令和5年度「土地価格等縦覧帳簿」および「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

期間 4月3日(月)～5月1日(月)
平日9時～17時(12時～13時を除く)

場所 資産税課(本庁舎3階41番窓口)

対象 市内に土地・家屋を所有する納税者、またはその代理人

縦覧の際に必要な書類

- ① 窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ② 納税通知書
- ③ 納税通知書がない場合は所有物件について確認します。
- ④ 代理人の場合：①②に加え、納税者からの委任状
- ⑤ 法人の場合：①②に加え、代表者印の持参、または代表者印の押印された委任状

問 資産税課 ☎ 862-5320

ウツカリ納付忘れなし！「口座振替」による自動引き落とし

ご指定の口座から自動的に引き落とされ「口座振替」だと、納付忘れを防ぐことができます。

また、翌年度以降も継続できますので、手続きや納付がスムーズです。

問 納税課 ☎ 861-6902

令和5年度 固定資産税納期

固定資産税の納税通知書は4月3日(月)に送付します。

納付期限

第1期	令和5年5月1日(月)
第2期	令和5年7月31日(月)
第3期	令和5年12月25日(月)
第4期	令和6年2月29日(木)

問 資産税課 ☎ 862-5320

弁護士による相続無料法律相談会

遺言 家族信託 相続手続き 遺産分割 遺留分

4月1日(土)・4月15日(土)・4月22日(土)



開催日時

開催場所

弁護士法人 琉球法律事務所 10時～16時30分
沖縄県那覇市牧志2丁目16番46号 タカラマンションマキシー1 201号室

開催時間

主催

弁護士法人 琉球法律事務所



代表弁護士 久保 以明(29685)

無料法律相談会のご予約は

0120-927-122

受付時間

平日 9時～17時30分